

第3次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況の把握方法(修正版)

参考資料2

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
第1 損害回復・経済的支援等への取組						
1	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。		利用できる法テラスの民事法律扶助制度による支援の内容を把握		法務省
2 202	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介態勢の整備に努めるとともに、利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われる犯罪被害者支援に関する研修等について、弁護士会等の関係機関と情報交換や協議の場を設けるなどして、弁護士によるサービスの向上を目指す。	法テラスにおける精通弁護士紹介件数及び精通弁護士名簿登載者数を把握			法務省
3 198	・損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実 ・犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。	被害者連絡を実施した被害者数、「被害者の手引」配布被害者数を把握			警察庁
3 198	・損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実 ・犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	同上		パンフレット等の周知状況を把握		法務省
4	刑事和解等の制度の周知	法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。	同制度による申立てが公判調書に記載された延べ件数を把握			法務省
5	保険金支払の適正化等	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。	自動車損害賠償保障法第16条の6による重要事案の届出件数及び同法第23条の6による指定紛争処理機関における紛争処理件数を把握			国交省
6	保険金支払の適正化等	金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応を行う。		各保険会社の保険金支払管理態勢について、検査・監督においてモニタリングを行う。		金融庁
7	保険金支払の適正化等	公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。	法律相談・示談斡旋回数を把握			国交省
8	保険金支払の適正化等	国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。	政府保障事業に対する請求受付件数、損害てん補件数(支払件数)及び損害てん補額を把握			国交省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
9	受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知	法務省において、法令上受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが可能である旨を引き続き受刑者に対し周知する。			受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知は引き続き図るものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
10	暴力団犯罪による被害の回復の支援	暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。	暴力団関係事案に係る援助の措置件数及び民事訴訟件数を把握	暴力団犯罪による被害の回復の支援を図るために行った取組状況により把握		警察庁
11	加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施	警察庁において、日本弁護士連合会等の協力を得て、債務名義を得ても犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。		検討状況を把握		警察庁
12	犯罪被害給付制度に関する検討	警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。		検討に向けた調査や、具体的な施策の実施に向けた措置状況を把握		警察庁
13	現行の犯罪被害給付制度の運用改善	警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。	平均裁定期間及び仮給付制度の運用件数を把握			警察庁
14	性犯罪被害者の医療費の負担軽減	警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。	警察庁における予算獲得状況及び都道府県警察における運用状況を把握			警察庁
15	カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減	「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取りまとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。	都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況及びカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を把握			警察庁
16	司法解剖後の遺体搬送等に対する措置	犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。	都道府県警察における措置状況を把握			警察庁
17	地方公共団体による見舞金制度等の導入促進	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。	見舞金・貸付金制度を導入している地方公共団体数を把握			警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
18 226	預保納付金の活用	金融庁及び財務省において、平成25年度から実施している預保納付金事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者等支援団体への助成対象に相談員の育成に必要な費用を追加することとし、平成28年度中を目途にその募集等を開始する。			定量的・定性的な把握にはなじまない。	金融庁
19	海外での犯罪被害者に対する経済的支援	海外での犯罪被害者に対する経済的支援について、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った施策の推進について(平成26年3月26日犯罪被害者等施策推進会議)に沿った取組を推進し、必要な措置を講ずる。		国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)の施行に向けた措置状況を把握		警察庁
19	海外での犯罪被害者に対する経済的支援	同上	平成28年11月30日より施行される「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」に基づき、同法第12条第1項の規定による国家公安委員会への情報提供件数及び同法第13条第2項の規定による都道府県公安委員会の調査への回答件数を把握			外務省
20	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。	都道府県及び政令市における公営住宅への優先入居戸数及び目的外使用戸数の把握			国交省
21	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体へ要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。	都道府県及び政令市における公営住宅への優先入居戸数及び目的外使用戸数の把握			国交省
22	公営住宅への優先入居等	公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。			公営住宅の管理主体からの借上げ要請では、入居者の属性を把握できないため。	国交省
23	公営住宅への優先入居等	民間賃貸住宅への入居に関して、地方公共団体が関係団体と連携して、円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会を設置し、ホームページや住宅相談会等で必要な情報を提供する等、地域の実情に応じた取組を行っていることから、国土交通省において、このような地域の取組を支援する。	居住支援協議会への活動支援実績(重層的住宅セーフティネット構築支援事業による補助件数)を把握	居住支援協議会における効果的な取組等を把握		国交省
24	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。	都道府県及び政令市における公営住宅への優先入居戸数及び目的外使用戸数の把握			国交省
25 85	・被害直後及び中期的な居住場所の確保 ・一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。			児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用を行うものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
26 86	・被害直後及び中期的な居住場所の確保 ・一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)により、平成31年度末までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。	個別対応できる児童相談所一時保護所数を把握			厚労省
27	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、婦人相談所における被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。			婦人相談所の体制を整備し、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施するが、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
28	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。			婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるが、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
29	被害直後及び中期的な居住場所の確保	警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等に利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助するほか、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。	警察庁における予算獲得状況及び都道府県警察における措置状況を把握			警察庁
30	被害直後及び中期的な居住場所の確保	犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、警察庁において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。	公営住宅等の入居に際して配慮を行っている地方公共団体の数を把握	地方公共団体における効果的な生活支援策について把握		警察庁
31	性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援	厚生労働省において、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証するモデル事業を実施する。		地方公共団体における効果的な生活支援策について把握【具体的な把握方法は検討中】		厚労省
32	事業主等の理解の増進	母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。			当該事業については、犯罪被害者等も利用可能であるが、犯罪被害者等に限った数値を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
33	事業主等の理解の増進	公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な運用に努める。			雇用管理等に関するきめ細かな相談等を実施するものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
34	事業主等の理解の増進	公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。			犯罪被害者等に対するきめ細かな就職支援を実施するものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
35	事業主等の理解の増進	公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。	研修実施回数を把握			厚労省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
36	個別労働紛争解決制度の活用等	厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努める。		・労働基準監督署やハローワークにおける周知 ・厚生労働省ホームページ等への掲載 ・労使団体や業界団体へのパンフレット等の配布 ・労働委員会など他のADR期間でのリーフレットを用いた周知を把握		厚労省
37	個別労働紛争解決制度の活用等	厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図る。		・労働基準監督署やハローワークにおける周知 ・厚生労働省ホームページ等への掲載 ・労使団体や業界団体へのパンフレット等の配布 ・労働委員会など他のADR期間でのリーフレットを用いた周知を把握		厚労省
38	被害回復のための休暇制度の周知・啓発	被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ、セミナー等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。		・アンケートの実績 ・リーフレットの配布実績 ・セミナー等の開催状況を把握		厚労省

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

39	「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等	厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を実施し、犯罪被害者等の精神的被害及び犯罪被害者等施策について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。また、都道府県・指定都市等の行政機関へ研修者終了名簿を配布し、相談体制の充実を図る。さらに、関係機関である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所において実施した「犯罪被害者メンタルヘルス研修」の効果を踏まえて、新たな取組を検討する。	・研修回数 ・参加者数 ・参加者内訳を把握			厚労省
40	PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大	PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。		診療報酬上の評価の現状を把握		厚労省
41	PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供	厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する制度を医療機能情報提供制度として運用している。この制度においては、PTSD等の各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することが可能となっており、引き続き制度の周知に努める。		医療機能情報提供制度について厚労省ツイッターによる周知状況を把握		厚労省
42	PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知	厚生労働省において、PTSD治療(保険診療に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援医療(精神通院医療)の対象となることについて、自立支援医療制度の実施主体である都道府県等に対し改めて周知し、啓発を行う。		各都道府県・指定都市への通知等の状況を把握		厚労省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
43	犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進	文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、臨床研修の到達目標等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実践への理解を促進する。		精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育をした事例を把握		文科省
43	犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進	同上		精神疾患を含めた到達目標の見直しの状況について把握		厚労省
44	精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進	厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。		精神保健福祉センター長会議で議題として取り上げる予定等を把握		厚労省
45	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。	全国に設置されている都道府県単位及び地域単位のメディカルコントロール協議会の数を把握			厚労省
46	救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備	厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。	精神的疾患を伴う患者が搬送されてきた時に、常時院内の精神科医が直接診察するか、救命救急センターの医師が昼夜を問わず精神科医に相談できる体制をとっている救命救急センターの数を把握			厚労省
47	交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等	国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護を受けられる機会を拡充するため、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、療護施設機能一部委託病床の立地等のあり方について平成28年度末までに検討を行う。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給や、短期入院・入所に係る助成を推進するとともに、介護料受給者宅を訪問して介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援の充実・強化を図る。	・重度後遺障害者に対する介護料の受給者数・金額を把握 ・短期入院・入所に係る助成人数・金額を把握 ・介護料受給者数に対する訪問支援の実施割合を把握	療護施設機能一部委託病床の立地等のあり方についての検討を踏まえた取組を把握		国交省
48	高次脳機能障害者への支援の充実	厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づいて市町村が実施主体となっているサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、都道府県において、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を実施する。	・都道府県の拠点機関における相談支援コーディネーターの配置状況 ・研修会の開催回数及び参加人数 ・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会等の開催回数を把握			厚労省
49	思春期精神保健の専門家の養成	厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員等を対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者の心理と治療・対応についての研修を実施する。	・研修回数 ・参加者数 ・参加者内訳を把握			厚労省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
50	被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策	厚生労働省において、被害少年等について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、被害少年等が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の適正な配置や連携体制の整備及び施設の増強に資する施策を実施するとともに、専門の医療機関等についての情報提供を行う。	児童相談所における専門職の配置状況等の把握	地方公共団体等における効果的な取組等を把握・周知		厚労省
51	里親制度の充実	厚生労働省において、被害少年等の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。			里親制度の普及啓発や、新規里親の開拓、里親に対する支援など、里親制度の拡充を図るものの、充実度について定量的又は定性的に把握することは困難である。 ※ 里親支援機関事業はH29年度より里親支援事業として実施	厚労省
52	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等	厚生労働省において、児童相談所が夜間・休日を問わず虐待通告等の緊急の相談にいつでも応じられるよう、その体制整備に努める。	児童相談所における夜間・休日の体制整備状況の把握			厚労省
53	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等	厚生労働省において、児童虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努める。	要保護児童対策地域協議会における医療機関の参画状況の把握			厚労省
54	被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	文部科学省及び厚生労働省において、被害少年等の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等被害少年等の保護に資する関係機関との連携を充実する。		地方公共団体における学校と被害少年等の保護に資する関係機関との連携事例を把握		文科省
54	被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	同上		地方公共団体における効果的な取組を把握		厚労省
55	被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を通じて、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校に配置し、スクールソーシャルワーカーも全公立中学校区に配置することにより、学校における教育相談体制を充実させる。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況の把握	犯罪等の被害に関する研修等の把握		文科省
56	被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。		大学の教職課程における、教育相談について学ぶ授業科目や、教員に対するカウンセリングに関する研修内容の事例を把握		文科省
57	被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。	被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱数を把握			警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
58	警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実	警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を毎年公表する。	都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況及びカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を把握			警察庁
59 156	性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供	厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図る。			保健所や女性健康支援センターによる情報提供を図るものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
60 157	性犯罪被害者対応における看護師等の活用	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。		関係省庁と連携して実施した取組等について把握		厚労省
61 159	ワンストップ支援センターの設置促進	警察庁において、内閣府及び厚生労働省の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。		地方公共団体等における効果的な取組等を把握		警察庁
62 160	ワンストップ支援センターの設置促進	内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。	研修の実施状況の把握	研修内容についてのアンケート調査を実施し、その結果等を把握		内閣府
63 161	ワンストップ支援センターの設置促進	厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。			犯罪被害者支援団体等から相談があった場合には、都道府県等の協力を得て、情報収集・提供を図るものの、相談がない場合は推進されない施策のため、定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
64 162	ワンストップ支援センターの設置促進	厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。			広報等により、ワンストップ支援センターの設置の有無について検索が可能な医療機能情報提供制度の周知を図るものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
65 163	ワンストップ支援センターの設置促進	上記施策のほか、関係府省庁において、必要に応じて連携し、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。		施策の検討状況を把握		警察庁
65 163	ワンストップ支援センターの設置促進	同上		各都道府県における施策の取組状況等を把握		内閣府
65 163	ワンストップ支援センターの設置促進	同上		施策の検討状況を把握		厚労省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
66	犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等	警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。		・研修の実施状況 ・研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		警察庁
67	犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等	警察庁及び厚生労働省において連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進する。		・研修の実施状況 ・研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		警察庁
67	犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等	同上		関係省庁と連携して実施した取組等について把握		厚労省
68	法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進	文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。		法科大学院における犯罪被害者等に対する理解の向上をさせる教育の事例を把握		文科省
69	犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知	厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。			広報等により、ワンストップ支援センターの設置の有無の検索が可能な医療機能情報提供制度の周知を図り、情報提供を促すものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
70	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。		医療機関等の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に関する通知の周知状況を把握		厚労省
71	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社の問題があると認められる場合には、保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をする。		検査・監督において、各保険会社の個人情報の取り扱いに関しモニタリングを行う。		金融庁
72	判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用	法務省において、「被害者等通知制度」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じた、判決確定後の加害者に関する処遇状況や保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報提供について、関係機関とも連携・調整を図りつつ、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。保護観察所においては、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、通知制度を利用している犯罪被害者等に同制度の周知を図り、問合せに応じて説明を行うことについて、引き続き適正な運用に努める。			犯罪被害者等への加害者に関する情報提供の適正な運用に努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
73	加害者に関する情報提供の適正な運用	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。			警察への加害者に関する情報提供の適正な運用に努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
74	警察における再被害防止措置の推進	警察において、子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。	全国再犯防止措置対象者数等を把握			警察庁
75	警察における再被害防止措置の推進	警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。			再被害防止対象者の指定事件数等は報告を受け把握しているが、指定件数は指定すべき事件の発生状況に左右される上、全ての事件について指定の適否を判断しているものではないため、必ずしも推進状況を把握できるものではない。 また、指定後の各種措置の推進状況については、事案に応じた柔軟な対応が求められるものである以上、本施策の推進状況を定量的又は定性的に把握することは困難である。	警察庁
76	警察における保護対策の推進	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。		保護対策の推進を図るために行った取組状況により把握		警察庁
77 123	保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
78	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。		都道府県警察における関係機関との連携に係る特に効果的な事例を把握		警察庁
78	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	同上			婦人相談所及び児童相談所等と警察との連携は、日常的な事実上の行為であり、定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
79	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。	少年相談受理件数を把握			警察庁
79	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	同上		地方公共団体における再被害の防止を実現する事例を把握		文科省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
80	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
81	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。			ストーカー事案について適切な処分、適切な対応に努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
82	犯罪被害者等に関する情報の保護	日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。		法テラスにおける職員に対する指導状況を把握		法務省
83	犯罪被害者等に関する情報の保護	市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」及び「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」について、引き続き、これらの手続の周知を図るとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。		住民基本台帳におけるDV等支援措置については、個別の事案に関し必要に応じて助言を行うとともに、会議等での周知やHP等での情報発信等を行っている。	既に講じられている措置について、引き続き手続の周知等を行うものであり、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	総務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
83	犯罪被害者等に関する情報の保護	同上		(戸籍関係)市区町村に対しては、DV被害者等の住所等の記載がある届書等の取扱いに関して、法務局・地方法務局を通じて周知徹底を図っており、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報管理の徹底を図っていることについて把握 (不動産登記) 法務局・地方法務局に対して犯罪被害者等に関する情報の保護に係る登記手続上の取扱いを通知するとともに、登記実務者向けの機関誌(民間企業発行)にも同様の通知内容を掲載し、周知していることを把握 (供託関係) 法務局に対し文書及び会議で注意喚起を行い、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報管理の徹底を図っていることについて把握		法務省
83	犯罪被害者等に関する情報の保護	同上	当該措置を実施した期間における被害者からの申請件数を把握	相談窓口を所管する府省庁を通じて周知徹底を図っていること、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報管理の徹底を図っていることについて把握		国交省
84 255	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。			警察が取り扱う事件事故等の報道発表については、個別具体的な案件ごとに検討を要するものであり、定量的又は定性的に把握することは困難である。	警察庁
87	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	警察において、子供の死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。	都道府県警察における児童虐待に関する指導・教養実施回数把握			警察庁
88	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	文部科学省において、学校・教育委員会等に対し、学校教育関係者など職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が虐待発見時に適切に対応できるよう、早期発見・早期対応のための体制の整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。		地方公共団体における早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応をした事例を把握		文科省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
89	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	文部科学省において、児童虐待の防止に資するよう、地域人材や専門家等で構成する家庭教育支援チームによる家庭教育に関する取組を広く推進し、情報や学習機会の提供、訪問型支援等の相談対応の充実、家庭と地域とのつながりづくりや学校との連携等の地域の活動を支援する。	家庭教育支援チーム数を把握	家庭教育支援チームの活動事例を把握		文科省
90	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	厚生労働省において、児童虐待の早期発見・早期対応に資するため、全国児童相談所所長会議等を通じ、児童相談所の体制の強化、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携及び児童虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組を促すとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。		毎年実施している児童相談所所長会議等を通じ、地方公共団体等における効果的な取組等を把握・周知		厚労省
91	児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施	厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を行う。	有識者会議等における児童の死亡事例数の把握			厚労省
92 143	再被害防止に資する教育の実施等 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等	法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被收容者に対する指導に有効活用するよう努める。	・刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の実施状況を把握 ・被害者等やその支援団体と連携した「被害者心情理解指導」の実施状況を把握			法務省
93	再被害の防止に資する適切な加害者処遇	法務省において、仮釈放等に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。			仮釈放等に際し、地方更生保護委員会が、被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が当該遵守事項を遵守するよう加害者に対する指導監督を徹底するものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
94	再被害の防止に資する適切な加害者処遇	ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。	保護観察付執行猶予者に関する特異動向等の警察及び保護観察所双方の通報件数並びにこれらに対し、保護観察所により執られた措置について把握			警察庁
94	再被害の防止に資する適切な加害者処遇	同上	直接的に効果を把握するものではないが、参考指標として、ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者（平成28年6月以降は仮釈放者を追加）について、警察と保護観察所との間で連絡がなされた件数を調査することは可能			法務省
95	再被害の防止に資する適切な加害者処遇	法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。	直接的に効果を把握するものではないが、参考指標として、しよく罪指導プログラムの実施件数を把握			法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
96	再被害防止のための安全確保方策の検討	内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案を始め被害者等が同一の加害者から再び被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、関係省庁とも連携して被害者等の安全確保方策について検討する。		被害者等の安全確保方策の検討状況を把握		警察庁
97	職員等に対する研修の充実等	内閣府において、二次的被害防止の観点から、相談員等が性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施する。	研修の実施状況の把握	研修内容についてのアンケート調査を実施し、その結果等を把握		内閣府
98	職員等に対する研修の充実等	警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。		職員に対する研修等の実施状況を把握		警察庁
99	職員等に対する研修の充実等	警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行う。	警察庁及び都道府県警察における配偶者からの暴力事案対策を含む研修の実施回数を把握			警察庁
100	職員等に対する研修の充実等	警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした研修を開催し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図る。		研修を実施した際、受講者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修の効果を把握		警察庁
101 218	・職員等に対する研修の充実等 ・法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。		法務省において行う研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		法務省
102	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし、職員の対応の向上に努める。		法務省において行う研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		法務省
103 138 217	・職員等に対する研修の充実等 ・検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実 ・法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。		法務省において行う研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
104 137	・職員等に対する研修の充実等 ・交通事件に関する講義の充実	法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。		法務省において行う研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		法務省
105	職員等に対する研修の充実等	法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識を向上させる。		法務省において行う研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		法務省
106	職員等に対する研修の充実等	日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。		法テラスにおける職員に対する研修の実施状況を把握		法務省
107	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、民生委員・児童委員が犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質向上のための研修の実施を支援する。		関係省庁と連携して実施した取組等について把握		厚労省
108	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図るとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。			職員の専門的な資質向上を図るとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進するが、定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
109	女性警察官の配置等	警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。	【前段】 ○都道府県警察における ・性犯罪捜査の指導等を担当する係への女性警察官の配置数 ・性犯罪指定捜査員の人数を把握 ○性犯罪捜査を担当する女性警察官への研修を実施している都道府県警察数を把握 【後段】 ○産婦人科医会とネットワークを構築している都道府県警察数を把握	都道府県警察における性犯罪被害者の心情に配慮した対応の事例を把握		警察庁
110	被害児童からの事情聴取における配慮	法務省、警察庁及び厚生労働省において、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。	検察庁において、関係機関と協議を行い代表者が聴取を行った数等の把握	各地方検察庁における効果的な取組の把握		法務省
110	被害児童からの事情聴取における配慮	同上	都道府県警察において、関係機関と協議を行い、代表者が聴取を行った数等を把握	都道府県警察における効果的な取組の把握		警察庁
110	被害児童からの事情聴取における配慮	同上	児童相談所において、関係機関と協議を行い、代表者が聴取を行った数等を把握			厚労省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
111	ビデオリンク等の措置の適切な運用	法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。	ビデオリンク等の措置が行われた件数を把握			法務省
112	警察における犯罪被害者等のための施設の改善	警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。		都道府県警察における犯罪被害者等のための施設を活用した事例を把握		警察庁
113	検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置	法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。			被害者専用待合室の設置について、既存庁舎のうち、同室を整備するスペースのある庁においては、既に整備済みであり、その余の庁については、庁舎の増改築等をしてスペースを確保するか、あるいは、事件数の大幅な減少等によって余剰スペースが発生するなどしなければ、設置が不可能であるところ、増改築等の可否についても、事件数の変動についても、いずれも被害者施策とは無関係な要因に左右される他律的なもので、予測困難なものであることから、本施策は、定量的及び定性的な把握にはなじまないものである。 なお、設置が可能か否かの「検討」は事件数の推移等を見ながら、不断に行っている。	法務省
第3 刑事手続への関与拡充への取組						
114	迅速・確実な被害の届出の受理	警察において、被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努める。		届出の受理、組織的な事件管理状況を把握		警察庁
115	告訴に対する適切な対応	警察庁及び法務省において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促す等の措置を取る場合もあり、全件直ちに受理することは必ずしも相当とは言いがたい場合もあるが、可能な限り迅速な対応が行われるように努める。		届出の受理、組織的な事件管理状況を把握		警察庁
115	告訴に対する適切な対応	同上			告訴に対して適切な対応に努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
116	医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	警察庁において、同庁が実施している「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備」モデル事業の結果を踏まえつつ、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。	整備している都道府県警察数を把握			警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
117	医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。		医師等への証拠採取方法の教示について、各都道府県警察において行われた効果的な方法(合同会議の開催・教養マニュアルの作成)について把握		警察庁
118	冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用	法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについての周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
119	公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応	法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知を図る。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性和一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較衡量して、その可否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。	犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の件数を把握			法務省
120	犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実	法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通をより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努める。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
121	犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実	法務省において、刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官がその経過及び結果について必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努める。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
122	国民に分かりやすい訴訟活動	法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。			国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
124	上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等	法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努める。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
125	少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底	法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努める。	少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度を実施した件数を把握			法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
126	少年審判の傍聴制度の周知徹底	法務省において、少年法の一部を改正する法律(平成20年法律第71号)により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知に努める。	少年審判の傍聴の実施状況の件数等を把握			法務省
127 205	・日本司法支援センターで行っている支援に関する情報提供の充実 ・日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。		法テラスにおける広報活動の実施状況を把握		法務省
128 199	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。	被害者連絡を実施した被害者数、「被害者の手引」配布被害者数を把握			警察庁
128 199	刑事の手続等に関する情報提供の充実	同上		パンフレット等の周知状況を把握		法務省
129 197	・刑事の手続等に関する情報提供の充実 ・「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。		外国人犯罪被害者等に対する外国語版の「被害者の手引」の作成・活用状況を把握		警察庁
130 200	刑事の手続等に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。		外国語パンフレット等の周知状況を把握		法務省
131	刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう、対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討する。		【前段】 司法解剖に関する遺族への適切な説明等について、パンフレットの配布、県警ホームページへの掲載及び専用窓口の設置等、各都道府県警において行われた効果的な方法について把握	【後段】 死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討しているものの、同検討による効果を定量的または定性的に効果を把握することは困難である。	警察庁
131	刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	同上			遺族への適切な対応に努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。 また、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討することとしているが、現時点でその具体的施策が明らかになっていないことから、定量的又は定性的に効果を把握することの可否についても、現段階では不明である。	法務省
132	犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進	警察において、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。		適正な証拠物件の保管・管理状況を把握		警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
133	証拠品の適正な処分等	法務省において、被害者の遺族及び家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じて、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適切な運用に努める。			適切な対応に努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
134	捜査に関する適切な情報提供等	警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供しよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。	被害者連絡を実施した被害者数、「被害者の手引」配布被害者数を把握			警察庁
135	捜査に関する適切な情報提供等	法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供しよう努める。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
136	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、被害者の心情に配慮した取組を一層推進する。	ひき逃げ事件の検挙率や、危険運転致死傷罪の適用件数等により、適正かつ緻密な交通事故事件捜査が推進されていることを把握			警察庁
139	不起訴事案等に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴記録の弾力的開示を引き続き周知徹底させる。また、不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
140	不起訴事案等に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。		検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護・支援についての講義の実施を把握		法務省
141	検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	法務省において、平成16年の検察審査会法(昭和23年法律第147号)改正により導入された一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力をする。			起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力を行うものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
142	受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、法令に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受について、引き続き適切に運用されるように努める。			受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用は引き続き図るものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
144	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等	法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。			「少年簿」については、引き続き適切に記載していくものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
145	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等	法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪のための指導を適切に実施する	直接的に効果を把握するものではないが、参考指標として、専門的処遇プログラム(性犯罪者処遇プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラム)の実施件数及びしよく罪指導プログラムの実施件数を把握			法務省
146	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等	保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。	直接的に効果を把握するものではないが、参考指標として、心情等伝達制度の実施件数を把握			法務省
147	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施	地方更生保護委員会において、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、一層犯罪被害者等の意見がしんしゃくされるよう努める。	直接的に効果を把握するものではないが、参考指標として意見等聴取制度の実施件数を把握			法務省
148	更生保護官署職員に対する研修等の充実	法務省において、仮釈放等を許すか否かを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、より一層犯罪被害者等の心情や現状に配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。		研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		法務省
149	矯正施設職員に対する研修等の充実	法務省において、矯正施設職員の新採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を実施しているほか、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深められるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。		研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		法務省
第4 支援等のための体制整備への取組						
150	地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進	警察庁において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や犯罪被害者等施策に関するホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を通じた広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。	・総合的対応窓口の設置率(数)を把握	・地方公共団体における支援施策等に関する警察庁による広報状況を把握 ・地方公共団体における効果的な広報活動を把握		警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
151	地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進	警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。		総合的対応窓口等における適切な犯罪被害者支援の事例を把握		警察庁
152	地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。	犯罪被害者支援分野における社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の配置数を把握	総合的対応窓口と専門職の職能団体等との連携による効果的な犯罪被害者支援を把握		警察庁
153	地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進	地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。	犯罪被害者支援に関する条例等を制定した地方公共団体数を把握			警察庁
154	地方公共団体間の連携・協力の促進等	警察庁において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。		・都道府県による研修実施に対する協力状況を把握 ・地方公共団体をまたぐ効果的な連携・協力事例を把握		警察庁
155	地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進	内閣府において、男女共同参画センター等における中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。	研修の実施状況の把握	研修内容についてのアンケート調査を実施し、その結果等を把握		内閣府
158	性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実	性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。併せて、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて学校にいる児童生徒や保護者に周知を図る。	24時間子供SOSダイヤルの周知状況として、24時間子供SOSダイヤルの相談窓口紹介カードやリーフレット等を配布するなどしている自治体数を把握	学校内の関係者の連携や関係機関との連携を行った事例の把握		文科省
164 221	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。		・民間被害者支援団体に対する支援の状況を把握 ・民間支援員も参加可能な研修の実施状況を把握		警察庁
165	地方公共団体の取組に対する支援	内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するための必要な助言等を行う。		研修の実施等、地方公共団体への支援となる取組の把握		内閣府

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
166	警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。		都道府県警察における他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力の充実状況及び他機関の制度の情報提供に努めた状況を把握		警察庁
167	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。		都道府県警察における被害者支援連絡協議会等のメンバー間の連携強化及び具体的事案に応じた対応力の向上のために行った取組状況を把握		警察庁
168	警察における相談体制の充実等	警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。		相談体制の充実等を図るために行った取組の状況により把握		警察庁
169	警察における相談体制の充実等	警察において、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。	都道府県警察における性犯罪相談電話の受理体制(受付時間等)を把握			警察庁
170	警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備	警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。	・少年サポートセンターの警察施設外への設置数を把握 ・ヤングテレホンコーナー等の設置数を把握			警察庁
171	「指定被害者支援要員制度」の活用	警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。	都道府県警察における要員数及び運用件数を把握			警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
172	交通事故相談活動の推進	国土交通省において、都道府県の交通事故相談員が交通事故被害者等から刑事手続等の相談を受けた場合、警察、検察、法テラス、被害者支援センター等の支援活動について適切に教示するよう、研修等の場において周知する。	研修等の回数を把握			国交省
173	公共交通事故被害者への支援	国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故による被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進める。	・研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数 ・被害者等支援計画の策定事業者数			国交省
174	婦人相談所等職員に対する研修の促進	厚生労働省において、各地方公共団体における配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために婦人相談所等職員への専門研修を促進する。			婦人相談所等職員への専門研修を促進するが、定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
175	ストーカー事案への対策の推進	内閣府において、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。	研修の実施状況の把握	・研修内容についてのアンケート調査を実施し、その結果等を把握 ・研修の他、人材の育成に資する取組の把握		内閣府
176	ストーカー事案への適切な対応	警察において、ストーカー総合対策(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)を踏まえ、関係省庁と連携して、各種対策(ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等、ストーカー予防のための教育等及び加害者に関する取組の推進)を行い、関係機関等との連携の下、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。		関係省庁会議において、ストーカー総合対策に関する関係省庁における取組状況について把握		警察庁
177	人身取引被害者の保護の推進	人身取引対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、被害者保護を含む各種施策を推進する。		「人身取引対策行動計画2014」に記載された各施策の推進状況を把握		内閣官房
178	検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実	法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。			検察庁の犯罪被害者等支援活動における専門機関等との連携の充実を図るものの、現時点で、その具体的施策を明示することができないことから、定量的又は定性的に効果を把握することの可否についても、現段階では把握することは困難である。	法務省
179	検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。			被害者支援員と関係機関・団体等の連携等及び情報提供の充実を図るものの、現時点で、その具体的施策を明示することができないことから、定量的又は定性的に効果を把握することの可否についても、現段階では把握することは困難である。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
180	更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実	法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図るとともに、被害者担当保護司の役割を含む更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努める。			関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図るとともに、被害者担当保護司の役割を含む更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省
181	被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実	法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図り、二次的被害の防止を徹底する。		研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修等の効果を把握		法務省
182	犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実	法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。加えて、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始めとする各種研修を通じて、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。		調査救済制度周知用リーフレットの配布実績、「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレター」「女性の人権ホットライン」「インターネット人権相談受付窓口」等の各種相談窓口の法務省ホームページや広報資料での掲載実績、人権相談や調査救済事務に従事する職員に対する研修の実施実績を把握		法務省
183	犯罪被害者である子供の支援	法務省において、子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携の上、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。	犯罪被害者等に関する人権相談、人権侵犯事件数を把握			法務省
184	高齢者に関する人権相談への対応の充実	法務省において、高齢者施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、高齢者や身近に高齢者と接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に引き続き努める。		高齢者施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所の開設実績、同相談所での相談実績、社会福祉事業従事者等に対する人権相談の周知、説明実績、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間における人権相談の拡充の実績を把握		法務省
185	日本司法支援センターによる支援の検討	日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、その生活再建に資するよう、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。		総合法律支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第53号)に基づく支援の内容を把握		法務省
186	日本司法支援センターによる支援の検討	日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に進展するおそれの強いDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。		総合法律支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第53号)に基づく支援の内容を把握		法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
187	地域包括支援センターによる支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。	・地域包括支援センター数 ・権利擁護に関する相談件数を把握			厚労省
188	地方公共団体に対する子供・若者育成支援についての計画に関する周知	内閣府において、地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく子供・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知する。	都道府県・指定都市における関連項目の設置状況の把握			内閣府
189 219	・学校内における連携及び相談体制の充実 ・学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況を把握	犯罪等の被害に関する研修等の事例の把握		文科省
190	学校内における連携及び相談体制の充実	文部科学省において、虐待を受けた子供への対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。	研修の参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、研修の効果を把握			文科省
191	教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、必要に応じ常時の相談体制を見直すなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。また、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。	・教育相談機関の設置数、相談員数、相談件数等を把握 ・児童生徒等にとって相談しやすい相談体制の整備状況の把握(スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況の把握)	・学校外の関係機関との連携事例を把握 ・教育委員会が犯罪被害者等支援のための制度を説明できるよう研修を実施した事例を把握 ・児童生徒及び保護者への対応事例の把握 ・児童生徒及び保護者への地域の関係機関についての情報の提供事例の把握		文科省
192	犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センターが行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。	教育支援センターの設置数を把握	学校復帰のための継続的な支援の事例を把握		文科省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
193	医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実	厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。		医療機関と犯罪被害者支援に係る諸機関・団体等との連携・協力の促進に関しては、都道府県等への依頼状況を把握し、情報提供の促進に関しては、医療機能情報提供制度について厚生省ツイッターによる周知状況を把握。		厚生省
194	医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実	厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。		精神保健福祉センター、保健所等が関係機関と連携して実施した取組等について把握		厚生省
195	各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨	警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。		警察庁における都道府県警察への指導の取組状況及び都道府県警察における犯罪被害者支援の好事例の紹介状況を把握		警察庁
196	「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。	被害者連絡を実施した被害者数、「被害者の手引」配布被害者数を把握			警察庁
201	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。		・性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大について、「被害者の手引」の配布、県警ホームページへの掲載等各都道府県警察において行われた効果的な方法について把握 ・性犯罪被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるための取組状況を把握		警察庁
203	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。	・犯罪被害者支援ダイヤルの受付件数を把握 ・地方事務所での受付件数を把握	法テラスと関係機関・団体との連携・協力関係強化のための取組状況、問合せに対する紹介先を把握		法務省
204	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。			本施策は、被害者がいつ被害を受けたかによって区別することなく、法テラスが情報提供等の支援を行うことを意味しており、この取組状況を定量的又は定性的に把握することは困難である。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
206	自助グループの紹介等	警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。		民間の団体との連携、犯罪被害者等に対する自助グループの紹介等の実施状況を把握		警察庁
207	犯罪被害者等施策のホームページの充実	警察庁において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。		犯罪被害者等施策ホームページの更新状況等を把握		警察庁
208	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合の対応に際し、在外公館(大使館、総領事館)を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供及び関係省庁の犯罪被害者支援に関するホームページを紹介するとともに、その他関連情報についても、可能な範囲で提供するよう努める。また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。		海外における犯罪被害者等に対する支援の事例を把握		警察庁
208	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	同上	関係省庁の犯罪被害者支援に関するホームページを在外公館ホームページ上で紹介している在外公館数を把握			外務省
209 242	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。		警察庁、都道府県警察及び知事部局等における相談体制充実に向けた取組状況や研修及びシンポジウム等における周知の状況を把握		警察庁
209 242	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	同上	研修の実施状況の把握	研修内容についてのアンケート調査を実施し、その結果等を把握		内閣府
209 242	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	同上			「犯罪被害者週間」における取組を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況について理解の促進を図るにしても、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	総務省
209 242	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	同上		(相談体制について) 法テラスにおける相談体制の確保のための取組状況を把握 (理解の促進について) 人権擁護機関において、各種啓発活動を行った際、対象者に対してアンケート調査を実施するなどし、その効果を把握		法務省
209 242	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	同上	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況を把握 ・教育相談機関の設置数を把握	研修の実施やシンポジウムの開催事例を把握		文科省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
209 242	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	同上			被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等の理解の促進に努めるものの、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	厚労省
209 242	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	同上			国土交通省としては、必要に応じて他の省庁が実施する取組に協力する施策のため。	国交省
210	犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討	警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等を始め、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。		調査研究の実施に向けた検討状況を把握		警察庁
211	暴力の被害実態等の調査の実施	内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。		配偶者からの暴力被害等の調査結果の把握		内閣府
212	法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査	法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。		現在、具体的な調査方法を検討中であるが、今後調査を行い、その実施結果を何らかの形で公表して把握		法務省
213	犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究	厚生労働省において、犯罪被害者等の精神的健康の回復に資する地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究など、心の健康づくりを推進する研究を継続的にを行い、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。		地方公共団体等における効果的な取組等を把握		厚労省
214	児童虐待防止対策に関する調査研究	厚生労働省において、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。		毎年度の児童虐待防止対策に関する調査研究の実施状況を把握		厚労省
215	警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。		警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の実施状況を把握		警察庁
216	犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能習得	警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。	・少年補導職員の配置数 ・少年相談専門職員の配置数 ・専科教養受講者数を把握			警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
220	虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実	厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。	児童相談所等の職員に対する研修を実施状況の把握	地方公共団体等における効果的な取組等を把握・周知		厚生省
222	民間の団体の研修に対する支援	警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。	警察庁及び都道府県警察における、民間の団体の研修への講師派遣等の実施状況を把握			警察庁
222	民間の団体の研修に対する支援	同上			民間の団体に対する援助の充実を図るものの、現時点で、その具体的施策を明示することができないことから、定量的又は定性的に効果を把握することの可否についても、現段階では把握することは困難である。	法務省
222	民間の団体の研修に対する支援	同上		犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から、団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援を依頼された場合、その事例の内容を把握		文科省
222	民間の団体の研修に対する支援	同上			現時点では具体的取組が不明確であるため。	厚生省
222	民間の団体の研修に対する支援	同上	講師の派遣回数を把握			国交省
223	日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者支援に携わる関係者に提供する。		法テラスにおける情報やノウハウの提供方法、内容や提供先を把握		法務省
224	民間の団体への支援の充実	警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。	警察庁における民間の団体への財政的援助のための予算の獲得状況を把握			警察庁
224	民間の団体への支援の充実	同上		警察庁と連携して実施した取組の効果について把握		厚生省
225	民間の団体への支援の充実	法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。			民間の団体に対する援助の充実を図るものの、現時点で、その具体的施策を明示することができないことから、定量的又は定性的に効果を把握することの可否についても、現段階では把握することは困難である。	法務省

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
225	民間の団体への支援の充実	同上		犯罪被害者等である児童、生徒及び学生への民間団体による支援について、広報や講師の手配・派遣、会場借り上げ等の協力等の要請がされた際、支援を行った事例を把握		文科省
225	民間の団体への支援の充実	同上	講師の派遣回数を把握			国交省
227	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等	警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性なども踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。		・民間被害者支援団体の活動支援状況を把握 ・民間被害者支援団体に対する情報提供の状況を把握 ・地方公共団体と民間団体との連携による効果的な取組等を把握		警察庁
228 249	・犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等 ・様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。		・広報の実施状況を把握 ・イベント等を実施した際、参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、その効果を把握		警察庁
229	寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行	内閣府において、累次の改正により拡充されている寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。	「内閣府NPOホームページ」アクセス数の上位50ページの合計を把握			内閣府
230	警察における民間の団体との連携・協力の強化	警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。		警察庁における全国被害者支援フォーラムの開催を始めとする全国被害者支援ネットワークとの連携状況を把握		警察庁
231	犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。		都道府県公安委員会における犯罪被害者等早期援助団体に対する指導状況を把握		警察庁

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
232	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。	文部科学省と教職員支援機構とで連携して行う、道徳教育指導者養成研修の実施箇所数を把握	各都道府県・指定都市の担当指導主事等を対象に、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を含めた道徳教育の研修を実施。		文科省
233	学校における犯罪被害者等の 人権問題も含めた人権教育の 推進	文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の入権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。	・公民館における学級・講座の開設状況を把握	・学校教育における人権教育の事例を把握 ・人権教育の事例として、社会教育主事講習での実施内容を把握		文科省
234	学校における犯罪被害者等に関する学習の充実	文部科学省において、非行防止教室等で、警察等の関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。		警察等の関係機関と連携して、犯罪被害者等に関する学習の充実を図った事例を把握		文科省
235	子供への暴力抑止のための 参加型学習への取組	文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぶよう、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。		地方公共団体における主体的に学べ、地域の実情に応じた教育事例を把握		文科省
236	家庭における命の教育への支援の推進	文部科学省において、各地域で実施している命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムを始めとした様々な家庭教育に関する情報をホームページを通じて提供し、地域における家庭教育に関する学習機会等で積極的に活用されるよう促す。		・地方公共団体における学習講座の取組事例を把握 ・文科省における情報提供事例を把握		文科省
237	中学生・高校生を対象とした講演会の実施	警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。		都道府県警察における「命の大切さを学ぶ教室」等の反響等を把握		警察庁
238	生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させるを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。		①法教育推進協議会等の活動状況、②法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況を把握		法務省
239	「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施	警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。		・犯罪被害者週間における広報啓発の状況を把握 ・イベント等を実施した際、参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、その効果を把握		警察庁
240	犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施	警察庁において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。		職能団体等の協力を得て実施した広報啓発の状況を把握		警察庁

施策番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
241	一般国民に対する効果的な広報啓発の実施	警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。		犯罪被害者等が置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等に関する広報啓発の状況を把握		警察庁
243	犯罪被害者支援のための情報提供	内閣府において、配偶者からの暴力等被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。		配偶者からの暴力等被害者に対する支援情報等の内容把握		内閣府
244	若年層に対する広報・啓発	内閣府において、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、若年層に対する予防啓発の取組を推進する。	研修の実施状況の把握	研修を実施した際に、アンケート調査を実施し、結果等を把握		内閣府
245	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施	内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。		女性に対する暴力をなくす運動における広報啓発の内容把握		内閣府
246	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施	内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力も得ながら展開されるよう努める。		春・秋の全国交通安全運動における広報啓発の取組事例を把握		内閣府
247	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施	法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。		イベント等を実施した際、参加者に対してアンケート調査を実施するなどし、その効果を把握		法務省
248	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施	厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスターの作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。		児童虐待防止推進月間における取組状況を把握 ・ポスター等配布か所数 ・事業の開催状況 等		厚労省
250	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。		都道府県警察における広報啓発活動等の取組事例を把握		警察庁
251	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。		警察庁における広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等の状況を把握		警察庁
252	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。		インターネットを中心とした少年の犯罪被害等防止の広報啓発に関する取組の実施状況		警察庁
253	国民の理解の増進を図るための情報提供の実施	警察庁において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。		施策講演会の実施状況及びその結果のホームページへの掲載状況を把握		警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
254	調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進	関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者支援に係る各種施策を含めて犯罪被害者等に関わる調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。			調査研究を実施した場合には、当該調査結果について公表するものの、これにより国民の理解の増進に寄与したかどうかを定量的又は定性的に把握することは困難である。	内閣府
254	調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進	同上		警察庁において調査を実施した場合は、調査結果の広報啓発活動への活用状況を把握		警察庁
254	調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進	同上			調査結果の公表を通じ、犯罪被害者等の置かれた状況について国民の理解促進に努めるにしても、これによる効果を定量的又は定性的に把握することは困難である。	総務省
254	調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進	同上		調査研究を実施した場合において、その結果について、広報啓発への活用状況を把握		法務省
254	調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進	同上		調査研究が実施されたとき、その結果を児童、生徒及び学生に周知した事例を把握		文科省
254	調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進	同上			現時点で調査研究をしていない以上は、いかなるフォローアップをすべきか回答することは困難である。	厚労省
254	調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進	同上			必要に応じて他の省庁が実施する取組に協力する施策のため	国交省
256	犯罪被害者等に関する個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努める。		都道府県警察における犯罪情報や防犯指導に資する情報の提供に係る特に効果的な提供媒体・方法を把握		警察庁
257	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	警察において、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。	交通事故の被害者等の声を反映した交通安全講習会、講演等の実施回数及び受講者数を把握			警察庁
258	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	警察において、各都道府県警察での運転者等に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施する。	例示した方法等による被害者等の声を反映した各種講習の実施回数を把握			警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	定量的把握 (把握する具体的数値)	定性的把握 (把握する具体的事項)	定量的又は定性的に把握できない理由	担当府省庁
259	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。		HPでの掲載等の方法を通じた交通事故に関する各種データの公表を把握		警察庁
260	交通事故統計データの充実	交通安全白書において、交通事故負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載し、統計データの充実を図る。		白書において、交通事故負傷者数の重傷・軽傷の内訳の掲載状況を把握		内閣府
261	交通事故統計データの充実	警察庁において、犯罪被害者白書における交通被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。		白書における交通事故統計の掲載状況を把握		警察庁